

少年サポートアドバイザー運用要綱の制定について(通達)

平成11年5月19日徳生企甲第321号
最終改正 令和3年3月30日徳企第5007号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

被害少年、不良行為少年及びぐ犯少年(以下「被害少年等」という。)の継続的支援活動又は継続補導活動を効果的に推進するため、別添のとおり少年サポートアドバイザー運用要綱を定め、平成11年6月1日から実施することとしたので、積極的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

被害少年の精神的打撃を軽減するための継続的支援活動及び不良行為少年・ぐ犯少年の立ち直りを支援するための継続補導活動(以下「サポート活動」という。)は、個々の対象少年の資質、心理、行動、環境、被害の状態等様々な状況を考慮し、的確な方針を策定した上で進めていくことが必要である。

このため、サポート活動を担当する少年補導職員等の職員には、臨床心理学、精神医学等についての専門的な知識・技能の習得が要求されるが、適正なサポート活動を実施していくに当たっては、部外の臨床心理学、精神医学等の専門家の助言及び指導が必要であり、また、専門家に心理アセスメントや心理面接を委ねることが必要な場合もある。

そこで、サポート活動を適正かつ効果的に実施することを目的として、臨床心理士等の専門家を少年サポートアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として委嘱することとしたものである。

2 要点

- (1) アドバイザーの任務をサポート活動への指導、助言及び協力とした。
- (2) アドバイザーは、少年課長の推薦により本部長が委嘱することとした。
- (3) 署がアドバイザーの協力を求めるとき等における運用手続を定めた。
- (4) アドバイザーの運用に関する事務は、徳島県警察少年サポートセンターにおいて行うこととした。

別添

少年サポートアドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年サポートアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の委嘱及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

アドバイザーは、少年女性安全対策課長の要請により、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 継続的支援又は継続補導(以下「サポート活動」という。)を必要とする被害少年、不良行為少年及びぐ犯少年(以下「被害少年等」という。)のカウンセリングを担当する職員へのスーパービジョン(専門的立場からの助言及び指導をいう。)の実施
- (2) 被害少年等に対する心理アセスメント(心理テスト等により被害少年等の心理的問題の所在、発生メカニズム等を推定する作業をいう。以下同じ。)及び心理面接(被害少年等の心理的問題の解決を援助することを目的とした面接をいう。以下同じ。)の実施
- (3) 職員に対する専門的な知識・技能に関する指導及び教養の実施
- (4) その他特に専門的な知識を要することについての助言及び指導の実施

第3 委嘱

- 1 アドバイザーは、少年女性安全対策課長の推薦に基づき本部長が委嘱する。
- 2 少年女性安全対策課長は、次に掲げるすべての要件を満たしている者のうちから適任者を選出し、少年サポートアドバイザー委嘱推薦書(別記様式第1号)により本部長に推薦するものとする。
 - (1) 大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の職にある者で、被害少年等のサポート活動に必要な専門的な知識・能力を有するもの
 - (2) 警察で行う被害少年等のサポート活動に理解を示し、かつ人格及び行動について社会的信望を有する者
 - (3) 原則として徳島県内に居住し、又は勤務している者
- 3 本部長は、推薦のあった者がアドバイザーとして適当と認めたときは、委嘱状(別記様式第2号)を交付して委嘱するものとする。

第4 任期

アドバイザーの任期は、原則として2年とし、再委嘱を妨げないものとする。

第5 解嘱

- 1 本部長は、アドバイザーから辞嘱の申し出があったとき、又はアドバイザーが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第4の規定にかかわらず、少年女性安全対策課長の上申に基づいて解嘱することができる。
 - (1) 第3の2に定めるいずれかの要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 心身の故障その他の理由により、アドバイザーとしての活動ができなくなったとき。

- (3) その他職務の遂行に不適切な事由が生じたとき。
- 2 少年女性安全対策課長は、アドバイザーに前項の解嘱事由が生じたときは、少年サポートアドバイザー解嘱事由報告書(別記様式第3号)により速やかに本部長に申告しなければならない。

第6 運用手続

- 1 署長は、アドバイザーの指導及び協力が必要なときは、少年サポートアドバイス依頼書(別記様式第4号)により少年女性安全対策課長に依頼するものとする。
- 2 少年女性安全対策課長は、前項の依頼があった場合においてアドバイザーの活動が必要と認めるとき、又は独自にその活動を要請するときは、アドバイザーを選定し、必要な活動を要請するものとする。
- 3 少年女性安全対策課長は、前項の規定によりアドバイザーに心理アセスメント及び心理面接を要請するときは、原則として当該少年及び保護者の同意を求め、少年サポートアドバイス申込書(別記様式第5号)を徴するものとする。
- 4 少年女性安全対策課長は、アドバイザーが被害少年等の心理アセスメント及び心理面接を実施したときは、少年サポートアドバイス実施結果報告書(別記様式第6号)により、その実施結果を求めるものとする。
- 5 少年女性安全対策課長は、アドバイザーの活動に関して事故及び紛議事案が発生したときは、本部長に報告しなければならない。

第7 秘密の保持

少年女性安全対策課長は、アドバイザーに対しその職務を通じて知り得た秘密を部外に漏らさぬよう、保秘の徹底を図らなければならない。

第8 謝金

アドバイザーには別に定める基準により、謝金を支払うものとする。

第9 事務処理

アドバイザーの運用に関する事務は、徳島県警察少年サポートセンターにおいて行うものとする。

附 則(平成28年3月31日徳務第202号)

附 則(平成30年3月30日徳務第221号)

附 則(令和3年3月30日徳企第5007号)

(施行期日)

- 1 この通達は、令和3年3月30日から施行する。〔以下略〕
(経過措置)

- 2 この通達の施行の際に現にこの通達による改正前の通達の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この通達による改正前の通達に規定する様式による書面については、この通達による改正後の通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

※別記様式等省略